

行財政構造改革大綱、実行計画の検証について

報 告 書

平成22年8月

北 広 島 市

～ 目 次 ～

1	報告書について	1
2	実行計画の進行状況について	1
3	行財政構造改革大綱基本目標の達成状況と課題について	3
4	財政指標等について	9
5	実行計画と予算・決算について	12
6	行財政構造改革大綱、実行計画の見直しに向けての基本的な考え方	14
資料		
1	具体的な改革項目一覧表	17
2	年度別財政指標等及び他市との比較	24
3	実行計画の財政推計値と実績値	29
4	実行計画の効果額と実績値	30
5	実行計画の改革項目効果額一覧表	33
6	地方分権改革の経過と予想される関係施策	35

1 報告書について

市では、平成 17 年 5 月に「行財政構造改革大綱」を策定しました。この大綱は、(1) 政策評価の推進、(2) 市民参加・協働の推進、(3) 健全な財政運営の推進、(4) 行政運営システムの改革の推進、の 4 つの基本目標を掲げ、「単なる経費節減」や「事務手続きの簡素化」といった枠を超え、行政への市民参加、公益活動団体との協働、政策評価と情報公開など、行政運営システムを構造的に改革することを目指しています。

平成 17 年 10 月には、大綱に基づき 110 件の改革項目を掲げた「行財政構造改革・実行計画」を策定しました。

平成 21 年度は大綱策定から 5 年目となり、実行計画に記した「具体的な改革を集中して実施する期間」の最終年度に当たります。この報告書では、実行計画の進行状況など改革推進期間の前半の検証を行い、後半 5 年間にどのような改革を進めていくか基本的な考え方や新たな改革項目の検討を行いました。

2 実行計画の進行状況について

市は、行財政構造改革大綱に基づき、行政を取り巻く環境の変化に対応するため行財政構造改革・実行計画を策定し、4 つの基本目標と 110 件の改革項目の実施を目指す行財政構造改革に取り組んできました。

平成 21 年度末における実行計画の進行状況については、新たに実施した改革項目 7 件を加え実施件数は累計 59 件になり、一部実施した項目 33 件を加えると合計 92 件の実施となります。実施率は 85.2%となりました。

なお、6 項目が未実施のままになることから、この項目については、今年度予定している実行計画の見直しの中で考え方を検討します。

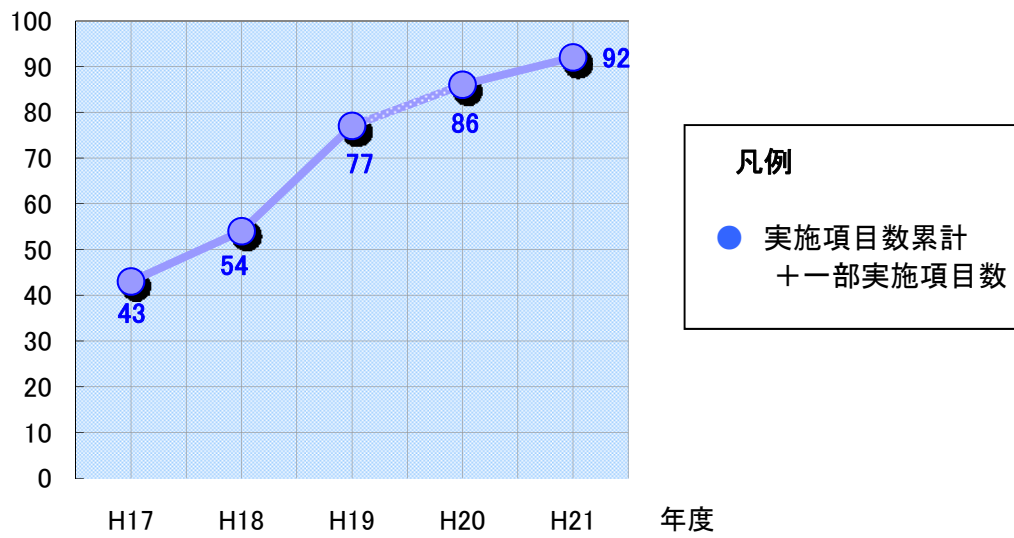
表 1 実行計画の進捗状況

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
実施項目数	7	18	12	15	7	6	3	2	2	2
実施項目数の累計 ①	7	25	37	52	59	65	68	70	72	74
一部実施項目数 ②	36	29	40	34	33	34	33	31	29	27
合計 ①+②	43	54	77	86	92	99	101	101	101	101

*平成 20 年 3 月：1 項目追加 2 項目改革停止、平成 21 年 3 月：1 項目改革停止

平成 22 年 3 月：1 項目改革停止

各年度末における行革・実行計画の実施状況



(資料1：具体的な改革項目一覧表参照)

3 行財政構造改革大綱基本目標の達成状況と課題について

ここでは、行財政構造改革大綱に掲げられている4つの基本目標の達成状況について検証します。

(1) 政策評価の推進

【大綱の基本目標】

成果を重視する行政運営への転換、情報公開による政策の透明性と説明責任の確保、職員の意識改革や政策形成能力の向上を図るため、政策評価を推進し、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)という行政運営サイクル(PDCAサイクル)の確立を目指します。評価結果は、施策や事業の改善や選択等に活用し、市民に公表していきます。

*政策評価：地方自治体などが実施する政策や施策、事務事業について、その成果や進行状況を把握し、実施結果を評価することによって、現在の政策などの見直し、新たな政策などの企画立案に活かす制度のことです。

事務事業、施策：政策体系は、政策を頂点とする政策、施策、事務事業からなるピラミット構造になっており、それぞれは目的と手段の関係になっています。政策は北広島市総合計画の「節」に相当するもので、施策は政策を実現するための取り組み方針であり、事務事業は施策の目的を達成するための具体的な方法・手段となっています。

外部評価：評価の客観性や信頼性を確保するため、市民等が評価を行うことです。

【達成状況と課題】

(政策評価の実施)

これまで、事務事業評価、外部評価を実施し評価の結果を公表してきました。また、平成20年度から施策評価に取り組み、施策を構成する各事務事業の優先度を判定できるよう評価調書等の改良を行ってきました。事務事業評価の評価結果を公表することにより、職員の政策評価への意識が向上しました。

今後、政策評価を行い、PDCAサイクルを行政運営の中に定着させる必要があります。

また、政策評価を活用し事業の選択や重点化を図りながら財源等の効果的、効率的配分に努めることも必要です。

なお、政策評価の実施にあたっては、評価方法や公開方法について改善を図っていきます。

○総合計画との関係

現在策定中の次期総合計画では、行財政構造改革での取り組みを活かし、政策評価の考え方を取り入れることとしています。すなわち、総合計画を実現する手段の体系が施策体系であり、これを計画(Plan)とし、その計画に基づいて、予算が配分され事業が実行(Do)されます。そして事業の実施によって、施策・事務事業の目的が計画どおりに達成できているかを、成果指標というモノサシを使って評価(Check)します。

主な改革項目の実施状況

平成 17 年度

◇事務事業評価の充実（一部実施）

平成 19 年度

◇施策評価の導入（一部実施） ◇外部評価の導入

（２）市民参加・協働の推進

【大綱の基本目標】

市民が行政に参加する制度や公益活動団体との協働の基本指針などを市民とともに策定し、市民との協働社会の実現に向けて、各種の方策を実施します。また、その前提として、行政情報を分かりやすく積極的に市民に提供することにより、市民と行政との情報の共有を促進します。

【達成状況と課題】

（情報の共有化）

市民参加・協働の必須要件となる各種行政情報をホームページや広報紙などを通し分かりやすい形で市民に提供してきました。

（市民参加・協働の推進）

また、市民が市政運営の様々な分野に参加することを制度化する市民参加条例や地域社会と密着した活動を行なう公益活動団体や市民との協働を推進する協働指針の策定を行い、市民主体のまちづくりを進める基盤を構築しました。

さらに、公益活動事業補助金や協働事業提案制度の導入、公共施設の里親制度などを通し具体的な形で市民参加・協働を推進してきました。

今後は、市民参加・協働の事例を増やし、さらに制度の定着化を進める必要があります。

主な改革項目の実施状況

平成 18 年度

◇ホームページの充実 ◇市民要望、よくある質問などの公表

平成 19 年度

◇ミニ市場公募債の導入 ◇市民電子会議室の設置 ◇予算編成過程の情報の公表

平成 20 年度

◇公益活動団体との協働の指針策定 ◇公共施設の里親制度の導入

平成 21 年度

◇市民参加条例の策定 ◇会議録等の迅速な公表

(3) 健全な財政運営の推進

【大綱の基本目標】

市民生活に必要な行政サービスの水準を確保していくためには、財政の健全性を維持することが重要です。このため、市民負担の公平性も視野に入れて財源確保の方策を総合的に実施していきます。また、より効率的な行財政運営を図るため、コスト意識に基づいた民間経営の改革手法や発想の活用方策を導入していきます。

【達成状況と課題】

(補助金等の見直し)

補助金等の効果的、効率的な運用を図り、より一層の公平性、透明性を高めるため、補助金等交付基準を作成し、すべての補助金の内容の精査を行いました。

また、補助金に終期を設定するとともに運営費補助から事業費補助への切り替えを行いました。

さらに、公益活動事業補助金交付要綱及び協働事業提案制度実施要綱を作成し、公募型補助金を制度化しました。

市が加入している各種協議会や団体などに対する負担金については見直しを行いました。

(受益者負担の見直し)

市民相互の負担の公平性を確保し、算定方式の明確化により内容の透明性を高めるため、使用料等設定基準を作成しました。基準に基づき利用者負担のあり方を明確にしたなかで、公共施設の使用料、各種証明書の手数料を改定し、使用料・手数料は3年ごとに見直すこととしました。

さらに、家庭ごみの有料化や学童クラブに学童保育料を導入するなど受益者負担の見直しを行いました。

(財源確保の取り組み)

広告掲載に関する基本方針、広告掲載基準及び広告掲載要領を作成し、これに基づき市の印刷物や公共施設への有料広告、ホームページのバナー広告の掲載を行いました。

未利用市有地の処分については、処分に係る基本方針を作成するとともに市有地の売却を行いました。

また、市税の徴収体制については、夜間や休日の電話催告の強化、徴収業務支援体制の強化、滞納管理システムの導入などにより、未納者への早期対応を行う体制を整備しました。

今後とも補助金等の透明性や効果をより一層高める努力、受益者負担の継続的な見直しを行うとともに、市税の収納率向上対策を強化し、財源確保を図っていくことが必要です。

主な改革項目の実施状況

平成 17 年度

◇各種協議会等への加入の見直し（一部実施） ◇未利用市有地の処分（一部実施）

平成 18 年度

◇公共物等への有料広告の掲載 ◇下水道管理図面頒布費用の見直し

◇運営費補助から事業費補助への切換え（一部実施）

平成 19 年度

◇補助金の審査機関の設置 ◇市税の徴収体制の強化

平成 20 年度

◇補助金の終期の設定 ◇無料施設の有料化 ◇有料施設の使用料見直し ◇家庭ごみの減量化・有料化

◇手数料の見直し

平成 21 年度

◇学童クラブ運営事業の見直し ◇市債利息の軽減

（４）行政運営システムの改革の推進

【大綱の基本目標】

市民とともにまちづくりを進めるため、従来の行政運営システムを根本的に見直す必要があります。効率的で質の高い行政サービスの提供や、簡素で効率的な行政組織、職員数の適正化、地方分権時代の行政課題に的確に対応できる市職員の育成などについて改革を進めます。

【達成状況と課題】

（人材育成の推進）

人材育成については、市民満足度を高め、職員の意識改革を図る接遇研修、政策形成能力と説明責任意識の向上を図る職員研修の充実を図りました。また、職員研修を効果的で効率的に実施するため、外部委託を推進しました。

（職員数の適正管理、人事・給与制度の見直し）

職員の削減では、平成 19 年 5 月に「北広島市第 3 次定員適正化計画」を作成し、行政のスリム化を進めました。平成 22 年 4 月 1 日現在で、目標職員数 485 人に対し、実職員数は 483 人になっています。

給与制度については、人事院勧告に基づく給与構造改革を行ない、給与水準の見直しを行いました。その後も国の制度改正等による新たな制度の適用を行っています。

特殊勤務手当は、13 種類の手当のうち、9 手当の廃止、1 手当の支給方法の見直しを行いました。

（簡素で効率的な行政組織）

行政組織については、「簡素で効率的」、「分かりやすい」、「政策形成、施策実現可能」という視

点で見直しを行ない、行政組織の改編を行いました。

(民間活力の導入)

民間活力の導入関係では、市営駐車場運営、総合体育館管理運営に指定管理者制度を導入し、給食センター業務、図書館業務の委託の拡大を図りました。土木維持管理では委託業務の統合を図り事務の効率化及び経費の縮減を図りました。

広報紙作成（広報紙の編集）については、全国で初めてプロポーザル方式で委託先を公募し、NPO法人に委託しました。

市立保育園については、4園のうち1園の民営化を行い、検証を行うなかで次の保育園の民営化実施に向け検討を続けています。また、市立保育園の給食調理業務についても委託を行いました。市立保育園の民営化は子育て支援の充実を目的としていることから、地域全体で子育てを支援する「地域子育て支援センター」の整備を行いました。

市民課、保健福祉部の窓口では、お互いに連携することにより、高齢者などが一つの場所で複数の手続きを行えるよう配慮し、図書館業務の委託拡大では、図書館の開館日数の増加や開館時間の延長が図られるなど、市民サービスの向上が図られました。今後も、窓口サービスなどを効果的、効率的に提供し、市民満足度を高めていくとともに、それを支える情報基盤を充実し、業務改善を進める必要があります。

なお、指定管理者制度などの導入拡大に対応するため、事業者がサービスを提供した際の質を確保する評価制度の確立や事業者のモチベーションを維持・向上させる方法について検討していく必要があります。

主な改革項目の実施状況

平成 17 年度

◇高齢者祝福事業の廃止 ◇給食センター業務の委託拡大

平成 18 年度

◇職員の接遇の向上 ◇職員研修業務の委託 ◇住民記録情報システム運用管理事業の見直し

◇市営駐車場運営事業の見直し ◇行政組織の改編 ◇職員数の削減 ◇交通傷害保険事業の廃止

平成 19 年度

◇土木維持管理業務の委託 ◇図書館業務の委託の拡大 ◇給与制度の見直し

◇特殊勤務手当の見直し ◇職員の政策形成能力の向上

平成 20 年度

◇公園・緑地、パークゴルフ場への指定管理者制度活用 ◇総合体育館の委託等

◇下水処理センター管理の委託等

平成 21 年度

◇広報紙作成の委託等 ◇歴史資料等の保存

(参 考)

公の施設の指定管理者制度の導入状況（平成 22 年 4 月 1 日現在）

- (1) 北広島市夜間急病センター (2) 北広島市シルバー活動センター (3) 大曲会館 (4) 大曲ファミリー体育館 (5) 西の里会館 (6) 西の里ファミリー体育館 (7) 北広島市農民研修センター
(8) 輪厚児童体育館 (9) 北広島市自然の森キャンプ場 (10) 東部住民プール (11) 西部住民プール
(12) 大曲住民プール (13) 西の里住民プール (14) 緑葉公園プール (15) 白樺プール
(16) 市営東駐車場 (17) 市営西駐車場 (18) 北広島団地住民センター (19) 北広島東記念館
(20) 大曲ふれあいプラザ (21) きたひろサンパーク (22) 北広島市都市公園（街区公園外 217 か所）
(23) 北広島市総合体育館 (24) 緑葉公園野球場 (25) 緑葉公園テニスコート (26) 緑葉公園多目的広場
(27) 北広島市ふれあい学習センター

以上、行財政構造改革大綱の 4 つの基本目標の達成に向け、改革項目を実施してきました。この間、政策評価の導入、市民主体のまちづくりに向けた基盤構築、財源確保のための総合的な対策の実施や民間経営手法の活用、職員の適正化や職員研修の充実を図るなど、市民サービスを具体化するため、行財政システム全般にわたり改革を着実に進めてきたと考えています。

北広島市出資団体見直しプランと対象団体の状況について

平成 18 年 3 月、行財政構造改革大綱、実行計画に加え、当市の出資団体が健全で効率的な運営を継続することを目指し、「北広島市出資団体見直しプラン」を策定しました。

プランでは北広島市による出資団体のうち財団法人北広島市夜間急病協会及び北広島市土地開発公社を対象としていますが、現時点では両団体とも健全な財政運営を行っています。

4 財政指標等について

これまで、実行計画の改革項目を実施することにより、行財政構造改革を進め成果を上げてきましたが、財政面では、行財政構造改革大綱の4つの基本目標のうち、主に「健全な財政運営の推進」、「行政運営システムの改革の推進」の改革項目を進めることにより財政の健全化に努めてきました。

この間、当市の財政状況は、歳入の根幹である市税や地方交付税において三位一体改革の影響や景気の低迷によりほぼ横ばいで推移しています。一方、歳出では公債費が減少傾向のなか、人件費の抑制など改善に努力してきましたが、扶助費が増加傾向にあります。

ここでは、行財政構造改革を進めるなかで、財政的にどのような状況になっているのか、また、職員数について、各種の指標、データを用い検証を行います。

(1) 各種指標について

表1 指標

(単位：人、百万円、%)

区 分	人 口	標準財政規模	地方債残高 (普通会計)	経常収支比率	公債費比率	職員数 (全会計)
平成16年度	60,274	11,836	22,566	90.4	17.1	519
平成19年度	60,987	11,702	21,879	92.5	14.1	507
平成20年度	60,802	11,721	21,351	93.4	13.5	499
平成21年度	60,729	11,824	21,276	92.2	12.9	491

*標準財政規模：地方公共団体の標準的な状態で収入が見込まれる一般財源（市税、地方交付税、地方譲与税の合計額）の規模を言います。この額は、標準的な行政活動に必要とされる一般財源の総量を示すため、主に財政分析や財政運営の指標の算出に用いられます。

公債費比率：財政構造の弾力性を判断する指標であり、公債費に充てられる一般財源の額の標準財政規模に占める割合を表す比率を言います。この比率が10%を超さないことが望ましいとされています。

経常収支比率：24 ページ参照

行財政構造改革を開始する以前の平成16年度と平成21年度を比較した場合、地方債残高、公債費比率は減少傾向にあり改善されています。しかし、経常収支比率は扶助費の増加などにより上昇傾向にあり、財政構造の硬直化が進行しています。

また、平成16年度と平成21年度の職員数を比較した場合、28人の削減になっています。組織機構については、14部から15部に増加していますが、課等（課及び直営の出先機関）は75から61に減少しており、組織の見直しが行われました。

表2 投資的経費と地方債発行額（普通会計）

（単位：百万円）

区 分	平成 12～16 年度	平成 17～21 年度
投資的経費 （普通建設事業費）	15,003	11,993
地方債発行額	9,037	7,927
うち通常債	5,384	4,632

行財政構造改革を開始する以前と後を比較した場合、投資的経費と地方債発行額は減少しています。

表3 経常収支比率（構成比）の推移

（単位：％）

区 分	平成 16 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
人件費	35.8	35.7	35.1	33.9
公債費	19.8	18.7	18.4	18.3
物件費	11.7	12.1	12.7	13.1
扶助費	6.8	7.7	7.7	8.0
補助費等	3.3	3.7	3.9	2.4
維持補修費	3.9	3.5	3.4	3.5
繰出金	9.1	11.1	12.2	13.0
計	90.4	92.5	93.4	92.2

表4 義務的経費の構成比推移

（単位：百万円、％）

区 分	平成 16 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
・人件費	4,559	47.8	4,454	46.4	4,408	45.7	4,280	43.9
・扶助費	2,534	26.6	2,846	29.7	2,953	30.6	3,187	32.6
・公債費	2,436	25.6	2,291	23.9	2,289	23.7	2,290	23.5
義務的経費合計	9,529	100.0	9,591	100.0	9,650	100.0	9,757	100.0

経常収支比率を性質別の構成割合から見ると、人件費については、職員数の削減、給料や諸手当の全般にわたる見直しによる給与水準の適正化により、1.9ポイント減少していますが、扶助費、繰出金については高齢化などから年々増加を続けています。

義務的経費のうち人件費と公債費は、将来の財政への影響を予測することができます。しかし、扶助費については、福祉施策など国等の制度の見直しや財政措置の変更の影響により、各自治体では将来の制度設計が難しい状況にあります。

なお、資料として「年度別財政指標等及び他市との比較」を添付しました。

(資料 2： 年度別財政指標等及び他市との比較参照)

(2) 職員数について

改革の基本目標の一つである「行政運営システムの改革の推進」において、職員数の適正管理は重要課題であり、業務の委託化や民営化、指定管理者制度の導入、事務の広域処理、行政組織のスリム化、市民との協働などの取組みを積極的に推進するとともに、職員の年齢構成に十分配慮しながら、新規採用を抑制し、職員を削減することとしています。

この取組みを積極的かつ着実に推進するため、平成 19 年 5 月に平成 20 年度から平成 24 年度までの 5 か年間の計画期間とする第 3 次定員適正化計画を策定しました。

平成 22 年 4 月 1 日現在では、平成 17 年 4 月 1 日と比較して、40 人の削減が行われ、483 人となり、計画値を 2 人上回っています。

なお、行財政構造改革大綱では、平成 22 年 4 月 1 日での職員数を 490 人としています。

定員適正化計画	2 次改定計画					3 次計画					
	H15. 4. 1	H16. 4. 1	H17. 4. 1	H18. 4. 1	H19. 4. 1	H20. 4. 1	H21. 4. 1	H22. 4. 1	H. 23. 4. 1	H24. 4. 1	H27. 4. 1
目標職員数	523	524	527	519	510	500	493	485	478	469	443
実職員数	522	519	523	510	507	499	491	483	-	-	-
達成状況	▲1	▲5	▲4	▲9	▲3	▲1	▲2	▲2	-	-	-
人口	59,092	59,635	60,274	60,834	60,958	60,987	60,802	60,729	-	-	-
人口千人に対する職員数	8.83	8.70	8.68	8.38	8.32	8.18	8.08	7.95	-	-	-
大綱での職員数			523					490			443

5 実行計画と予算・決算について

□当初予算編成における収支の均衡

実行計画の長期財政推計では、平成 18 年度から平成 21 年度の各年度で、財源不足が生じてはいましたが、当初予算編成時で収支の均衡を図りました。

平成 21 年度予算編成では、1 次査定後に 9 億 5 千 7 百万円の収支不足が生じましたが、収支調整として、歳入では、歳入項目の精査や「基金取り崩し」（当初要求額から 1 億 3 千万円増額）、平成 20 年度からの「繰越金」（1 億 5 千万円）を見込み、歳出では、事業費や特別会計繰出金などの精査を行い、収支の均衡を図りました。

□財政構造上の課題

基金については、それぞれの目的が定められており、各年度の収支バランスの確保や目的に応じた事業の財源として活用していますが、取り崩しを行っていることから平成 21 年度末残高は 30 億 1 千万円になっています。市役所庁舎建設基金 10 億 7 千万円や地域活性化・公共投資臨時基金 2 億円を含んでいるため、実質的に事業に活用できる基金は、17 億 4 千万円です。

本市で予算の収支均衡を図ることが出来ているのは、予算編成における事業の精査のほか、行財政構造改革に伴う改善効果や基金取り崩しなど財源対策を講じた結果といえます。

□収支状況

実行計画では、財源が不足する分については改革項目の実施により歳出を削減する、いわゆる予算総体を縮小する計画としています。

実行計画の長期財政推計では、平成 17 年度から平成 21 年度までの一般財源の総額を 622 億 3 千 6 百万円とし、この間に要する一般財源の額 658 億 6 百万円との差、35 億 7 千万円の財源不足が生じてはしていました。

しかし、推計値と決算額を比較すると、歳入では、税制改正などにより市税（20 億 1 百万円）や地方交付税[臨時財政対策債含む]（17 億 9 千 1 百万円）が増加し、地方譲与税や地方消費税交付金等（17 億 7 千 9 百万円）の減少がありましたが、推計値より 20 億 1 千 3 百万円の歳入増となりました。

歳出では、人件費（8 億 4 千 5 百万円）、公債費（8 億 4 千 4 百万円）、投資的経費（5 億 2 百万円）、繰出金等（13 億 7 千 8 百万円）が減少し、扶助費等（20 億 1 千 2 百万円）の増加がありましたが、推計値より 15 億 5 千 6 百万円の減少となり、財政推計にある財源不足を解消しました。

この様な状況の中、市営住宅建替事業、資源リサイクルセンター整備事業、一般廃棄物処理施設整備事業など新たな事業を含め、5 年間で 642 億 5 千万円により各事業が実施されました。

なお、決算における一般財源の歳出削減要因として、行財政構造改革・実行計画の「負担金・補助金の見直し」4 千 1 百万円、「事業の見直し等」6 億 5 千 6 百万円、「職員数・給与の見直し」2 億 2 千 7 百万円、「受益者負担等の見直し」による 2 億 7 千万円、歳出増加要因として「民間活力導入に要する費用」3 億 6 千 4 百万円が含まれています。

(収支状況の内訳)

○平成 17 年度から平成 21 年度までの財政推計値 (一般財源)

(単位 百万円)

実行計画財政推計値

歳入総額 62,236

歳出総額 65,806

△ 3,570 一般財源不足額

○決算額と推計値の比較

①歳入

+2,001 (市税)

+1,791 (交付税)

△1,779 (地方譲与税、その他)

合計 +2,013

②歳出

△845 (人件費)

△844 (公債費)

△502 (投資的経費)

△1,378 (繰出金、その他)

+2,012 (扶助費、その他)

合計 △1,557

改革推進期間前半の改革効果額について

平成 21 年度末において、行財政構造改革・実行計画の改革項目の実施率は、85.2%であり、改革項目による平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間における改革効果額は 8 億 3 千万円となっています。

歳出削減効果は、職員数の削減、給与制度の見直しなどで高くなっています。一方、市民参加・協働の推進や行政運営システムの改革の推進には各種委員会の運営経費や管理委託費など改革に要する費用がかかっています。

また、各年度の効果額は、計画値を下回ることになりました。

(資料 3 : 実行計画の財政推計値と実績値参照)

(資料 4 : 実行計画の効果額と実績値参照)

(資料 5 : 実行計画の改革項目効果額一覧表参照)

6 行財政構造改革大綱、実行計画の見直しに向けての基本的な考え方

地方自治体を取り巻く環境は、今後も厳しい社会経済状況が続き、また、地域主権改革の進展などにより、多岐にわたる分野で市の行政サービスへのニーズの高まりが予想されます。このため、各自治体では、財政健全化と持続可能な行政の実現はもとより、行財政運営のあり方そのものの改革が迫られています。

当市では、平成 17 年 10 月から北広島市行財政構造改革・実行計画に基づき改革を進め、市民参加・協働の推進を図る基盤の整備などを進めてきましたが、財政面では基金取り崩しなど財源対策等を講じることにより、収支均衡を図っています。

地域主権改革が進み国への財政依存が難しくなるなか、老朽化した施設の改修や耐震化が必要になることや、平成 23 年度を計画初年度として、平成 32 年度までを期間とする「北広島市総合計画」を着実に推進していくためには、さらなる行財政運営の改革が必要になります。

さらに、「団塊の世代」等の退職による職員の減少、年齢構成の激変といった事態に直面していますが、現在の財政状況にあっては、退職と同人数の職員採用は難しい状況であり、一層、効率的な業務執行体制に転換していくとともに、市民との協働により、豊かな公共の実現を図っていく必要があります。

現在の行財政構造改革大綱及び実行計画の 4 つの基本目標や改革項目は、社会経済状況や地域主権改革の流れに対応しており、今後とも、財政の健全化、行財政運営の改革のための有効な手段になります。このため、大綱及び実行計画の見直しに向けての検討に当たっては、現在の大綱の理念や基本目標などは変更しませんが、さらなる行財政構造改革推進のため、歳入状況に見合った歳出構造への改革や職員数の適正化のなかで質の高いサービスを提供するための改革に重点を置き、見直しを行うこととします。

今後、限られた財源の中で、歳入状況に見合った歳出構造に変革するため、政策評価を活用し、事業の廃止を含めた見直しを行い、施策や事務事業の選択・重点化を進めます。

また、民間に任せる業務と行政が担う業務を整理するとともに、市民や民間組織とのパートナーシップを進めるなど、公共サービスを継続的に提供できるよう持続可能な行政の実現を目指します。

なお、地域主権改革では、現時点での地方自治体のかたちが示されていないことから、今後、国等の動向に注視し、大綱、実行計画の見直しに当たり整合性を図ることとします。

(重点項目)

政策評価を活用した施策の選択と重点化（メリハリのある資源配分、事業の廃止、見直し）

効果的・効率的な業務執行と市民満足度の向上（市民や民間組織とのパートナーシップなどアウトソーシングの推進、自治体間連携の推進）

(検討改革項目)

○**政策評価の推進**（大綱の基本目標）：成果を重視する行政運営への転換、情報公開による政策の透明性と説明責任の確保、職員の意識改革や政策形成能力の向上を図るため、政策評価を推進し、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）という行政運営サイクルの確立を目指します。評価結果は、施策や事業の改善や選択等に活用し、市民に公表していきます。

■政策評価システムの構築

平成 23 年度中にこれまでの政策評価手法における問題点や課題について検討を行い、市民参加・協働の視点を取り入れ、政策形成や予算編成に活用できる新たな政策評価システムを構築する。

■ゼロベースからの事業再構築

事業の評価を行い、住民ニーズや他市との比較分析を行いながら事業の選択と集中を行う。

■各部の運営方針と目標の発表

前年度の事業評価を踏まえ、各部が責任を持って事務事業を遂行するための運営方針と目標を公表する。

○**健全な財政運営の推進**（大綱の基本目標）：市民生活に必要な行政サービスの水準を確保していくためには、財政の健全性を維持することが重要です。このため、市民負担の公平性も視野に入れて財源確保の方策を総合的に実施していきます。また、より効率的な行財政運営を図るため、コスト意識に基づいた民間経営の改革手法や発想の活用方策を導入していきます。

○**行政運営システムの改革の推進**（大綱の基本目標）：市民とともにまちづくりを進めるため、従来の行政運営システムを根本的に見直す必要があります。効率的で質の高い行政サービスの提供や、簡素で効率的な行政組織、職員数の適正化、地方分権時代の行政課題に的確に対応できる市職員の育成などについて改革を進めます。

■公共サービスの提供手法の見直し

行政が直接担ってきた分野に民間活力を導入するなど、満足度の高い公共サービスを効率的、安定的に提供する手法について検討する。

①効率的で満足度の高い公共サービスを提供するため、さまざまなアウトソーシングのあり方について検討する。

②多様な担い手による公共サービスの提供に対し、指導方法などについて検討する。

③市民サービスに直接関わりのない内部管理事務について、民間委託等の検討をする。

行財政構造改革・実行計画での財政推計に対する財政収支についての考え方は、社会経済状況や国・道における行財政改革、さらに、新たな施策、税制改正、社会保障制度改革、地域主権改革などの動向の予測は難しく、市の裁量の及ばないところでの歳入削減や支出増加の可能性もあることから、平成 23 年度以降の収支見通しについては不透明、流動的な要素が多いと言えます。しかしながら、この様な中であっても、市民サービスの水準を下げることなく、市としての住民福祉の増進に努めていく必要があります。

実行計画の見直しに当たっては、収支見通しについて流動的な要素が多いこと、収支不均衡の原因を市単体の問題だけとして捉えられない状況や市民の負託に基づき政策を推進している市の

責任、そして、市の財政状況を考え、これまでの改革をさらに推進するとともに政策評価などの手法を活用し総体事業の中で施策の選択と重点化を進める計画とします。

(資料6： 地方分権改革の経過と予想される関係施策参照)

行財政構造改革大綱基本目標と地域主権改革との関係について

地域主権型社会では、①行政への市場メカニズムの設定、②顧客主義の徹底、③住民参加の強化、④ネットワーク型組織の構築、の4つが基本原則となっていますが、これは現在、当市が進めている行財政構造改革の理念や基本目標に合致するものであり、整合性が図られているものと考えます。

(地域主権型社会での4つの基本原則)

- ①行政への市場メカニズムの設定：政策の立案・実施・評価のすべてのプロセスにおいて、官と官、官と民、民と民で競争できる社会。
- ②顧客主義の徹底：住民のニーズに柔軟に対応し、「生きた政治・行政」を展開する社会。
- ③市民参加の強化：市民から信頼を得られる政策をつくり、それを実行していくために、政策決定プロセスへの市民参加が積極的に行われる仕組みがある社会。
- ④ネットワーク型組織の構築：柔軟かつ迅速に意思決定ができるフラットなネットワーク型の組織構造。

(行財政構造改革が目指す方向)

当市の行財政構造改革大綱は、地方分権改革に関して、「地方分権の時代では、行政も住民も企業も公益活動団体も、それぞれが役割を認識して、これまでの行政サービスの受け手と担い手という関係から、ともにまちづくりを進めていく関係へと転換していかなければならない。地域のためにお互いに協力し合うことが非常に重要になる。」「市民と行政がお互いの情報を共有し、議論しながら、まちづくりを進める環境を整備していくとともに、市民と行政がパートナーとして、事務事業などを共通の目線で見直し、市民が担った方が効果的なものは市民の手に委ねるなど、市民と行政の役割分担を明らかにしていかなければならない。」と記載しており、この考えにそった形で基本目標を設定し、そのために必要な制度や組織体制、市民との関わり方の改革を進めています。

また、改革の必要性として、「市は、社会経済情勢の変化に弾力的な対応ができるよう体質を強化しながら、市民参加型の地方分権社会を作り上げるため、市民に開かれた主体的な行政運営を目標として行財政構造改革を推進していかなければならない。」としています。

資料1： 具体的な改革項目一覧表

表中の記号は改革の進行段階を表し、各記号の意味は次のとおりです。

- 実施(①当初の改革内容の全体を実施した段階 ②改革による新たな制度やサービスが本格稼働する段階)
- ▲ 一部実施(①当初の改革内容の一部を実施した段階 ②委員会設置や条例制定など実施に向けた具体的な取組みに着手した段階)
- 調査検討(内部的な調査・検討)
- ▶ 継続(前年度の段階を継続しながら、さらに充実を図る)
- 取組停止(当初の実施内容と異なる方向に推移し、現行項目に適合しなくなったもの)

基本目標1 政策評価の推進

1-(1) 政策評価*の実施

●実施 ▲一部実施 ○調査検討 →継続

番号	改革項目	実施内容	(実績)					実施予定年度					担当課
			17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
1	事務事業*評価の充実	評価結果を予算編成や施策方針に活用するとともに、市民に分かりやすい形で積極的に評価結果を公表する。	▲	▲	▲	▲	▲	→					改革推進課
2	施策*評価の導入	事務事業の選択や重点化を図るため、施策を構成する事務事業の優先度を明らかにする施策評価を導入する。	○	○	▲	▲	▲	→					改革推進課
3	外部評価の導入	評価の客観性や信頼性を確保するため、市民等による外部評価制度を導入する。	○	○	●	→					改革推進課		
4	公共施設評価の導入	事務事業評価を補完するため、分野別の評価として公共施設評価を導入する。	○	▲	▲	▲	▲	→					改革推進課

基本目標2 市民参加・協働の推進

2-(1) 市民参加の推進

●実施 ▲一部実施 ○調査検討 →継続

番号	改革項目	実施内容	(実績)					実施予定年度					担当課
			17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
5	市民参加条例等の策定	市民が市政運営の様々な分野に参加することを制度化するため、新たに設置する市民委員会を中心として、広く意見を求めながら、市民と協働で条例等を策定する。	▲	▲	▲	▲	●	→					市民生活課
6	市民意識調査の実施	市民主役の行政を実践するため、市の施策について満足度、重要度などを定期的に調査する。	○	○	○	●	→					政策調整課	
7	ミニ市場公募債*の導入	市民密着型の施設を建設する際などに、市民参加型のミニ市場公募債を導入する。	○	○	●	→					財政課		
8	市民電子会議室*の設置	行政への市民参加を促進するため、市のホームページ上に電子会議室を設置する。	○	○	●	→					情報推進課		

2-(2) 情報の共有化

●実施 ▲一部実施 ○調査検討 →継続

番号	改革項目	実施内容	(実績)					実施予定年度					担当課
			17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
9	行政情報の積極的公表	報道機関への定期的な情報提供など様々なメディアや手法を活用し、行政情報を積極的に公表する。	▲	▲	▲	▲	▲	→					市民生活課 情報推進課
10	ホームページの充実	市民への情報提供を進めるため、市役所の担当部局ごとのホームページ掲載、更新を進め充実を図る。	▲	●	→					情報推進課			
11	市民要望、よくある質問などの公表	過去に寄せられた要望や質問とそれに対する回答をデータベース化し、ホームページなどで公表する。	▲	●	→					市民生活課			
12	予算編成過程の情報の公表	市の予算編成過程の情報を公表する。	○	○	●	→					財政課		
13	会議録等の迅速な公表	音声入力ソフトを導入することにより会議録等を迅速に作成し、積極的に公表する。	○	○	○	○	●	→					情報推進課

2-(3) 協働の推進

●実施 ▲一部実施 ○調査検討 →継続

番号	改革項目	実施内容	(実績)					実施予定年度					担当課
			17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
14	公益活動団体 [*] との協働の指針策定	地域社会と密着した活動を行う公益活動団体や市民との協働を推進するため、新たに設置する(仮称)協働推進懇談会を中心として、広く意見を求めながら、市民と協働で指針を策定する。	▲	▲	▲	●	→					市民生活課	
15	公益活動団体 [*] の活動の場の確保	公益活動団体の活動を支援するため、継続的な活動の場を確保する。	○	○	○	○	→					市民生活課	
16	公益活動団体 [*] への業務委託の推進	専門性、先見性をもって活動する団体を支援するとともに、市民サービスを向上するために、市の業務の公益活動団体への委託を推進する。	○	○	○	○	▲	●	→				市民生活課
17	公共施設の里親制度の導入	市民や町内会、企業、学校などが、公園、道路、河川等を養子にみだてて、愛情と責任をもって清掃美化する制度(アドプトプログラム)を導入する。	○	○	▲	●	→					都市整備課	
18	災害時における市民との協働体制の強化	自主防災組織の設立を促進し、体制を強化することにより、災害時における市民との協働体制を強化する。	▲	▲	▲	▲	▲	→					危機管理課

基本目標3 健全な財政運営の推進

3-(1) 補助金の見直し

●実施 ▲一部実施 ○調査検討 →継続

番号	改革項目	実施内容	(実績)					実施予定年度					担当課
			17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
19	補助金の終期の設定	すべての補助金について、補助期間を原則3年間とする。	○	○	▲	●	→					財政課	
20	補助金廃止の検討	事務事業評価において「廃止検討」となった補助金について、廃止に向けて関係団体との協議等を進める。	○	●	→					各担当課			
21	運営費補助 [*] から事業費補助 [*] への切替え	補助金の使途の透明化を図るため、補助金について、原則として運営費補助から事業費補助への切り替えを進める。	○	▲	→					各担当課			
22	補助団体への事務局の移管	団体の組織育成の観点から、補助団体の事務局を行政部局は担わないこととし、補助金について関係団体との協議を進める。	○	▲	→					各担当課			
23	公募型補助金 [*] 制度の導入	市民の公益公共部門への積極的な参加を支援するため、公募による補助金の制度を導入する。	○	○	○	▲	▲	●	→				財政課
24	補助金の審査機関の設置	公募型補助金 [*] も含めて補助金を審査するため、市民による補助金の審査機関を設置する。	○	○	●	→					財政課		
25	補助金の審査方法等の確立	補助金の統一的な審査方法、基準を確立するとともに、補助金執行後のチェック体制を強化する。	○	○	▲	●	→					財政課	
26	福祉施設整備支援事業の見直し	福祉施設の整備に対する補助のあり方を見直し、方針を明確化する。	○	●	→					福祉課			

3-(2) 負担金等の見直し

●実施 ▲一部実施 ○調査検討 →継続

番号	改革項目	実施内容	(実績)					実施予定年度					担当課
			17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
27	各種協議会等への加入の見直し	市が加入している各種協議会や団体などについて、脱会も視野に入れて加入意義を再検討するとともに、一部事務組合 [*] も含めて負担金 [*] の減額を要望していく。	▲	▲	▲	▲	▲	→					各担当課
28	し尿処理業務の見直し	道央地区環境衛生組合に対して、組合業務の見直しや事務の効率化、負担の軽減などを図るよう構成団体として要望していくとともに、し尿処理のあり方について抜本的な見直しを提起する。	○	○	○	○	▲	▲	▲	▲	●	→	廃棄物対策課

3-(3) 受益者負担の見直し

●実施 ▲一部実施 ○調査検討 →継続

番号	改革項目	実施内容	(実績)					実施予定年度					担当課		
			17	18	19	20	21	22	23	24	25	26			
29	無料施設の有料化	利用料が無料となっている公共施設について、管理コストや利用実態等の検証により利用者負担のあり方を見直し、有料施設への転換を行う。	○	○	▲	●									財政課
30	有料施設の使用料見直し	公共施設の管理コストや利用実態等の検証により利用者負担のあり方を見直し、適正な使用料への改定を行う。	○	○	▲	●									財政課
31	家庭ごみの減量化・有料化	家庭系廃棄物の処理について、市民への情報提供を積極的に行いながら、徹底したごみの分別などにより減量化を進めるとともに有料化を実施する。	○	○	▲	●									廃棄物対策課
32	手数料の見直し	各種手数料のコスト等の状況を検証し、適正料金への見直しを行う。	○	○	▲	●									財政課
33	受講料・参加料の見直し	各種スポーツ教室等の受講料などについて受益者負担の見直しを行う。	▲	●											社会教育課
34	学童クラブ運営事業の見直し	利用者負担のあり方を検討し、受益者負担を導入する。	○	○	▲	▲	●								児童家庭課
35	機能訓練教室事業の見直し	機能訓練教室事業の送迎費用の一部に、自己負担の制度を導入する。	●												高齢者支援課
36	下水道管理図面頒布費用の見直し	地図情報の図面印刷サービスに係る経費について頒布費用の見直しを行う。	▲	●											下水道課
37	学校開放事業の見直し	学校開放は市民に開かれた学校として利用が定着している。今後は、人件費や維持管理費の面から受益者負担と運営システムについて見直しを行う。	○	○	○	○	○	▲							社会教育課
38	三市交流事業の見直し	札幌市厚別区、江別市、北広島市の三市交流を市民主導の交流事業に育て、参加者負担の検討を行う。	▲	●											政策調整課

3-(4) 財源確保の取組み

●実施 ▲一部実施 ○調査検討 →継続

番号	改革項目	実施内容	(実績)					実施予定年度					担当課		
			17	18	19	20	21	22	23	24	25	26			
39	市税の徴収体制の強化	夜間や休日の電話催告の強化実施、管理職を含めた徴収業務支援体制の強化、滞納管理システムの導入などにより、未納者への早期対応を行う体制をとる。	▲	▲	●										税務課
40	市税の納付方法の拡大	コンビニエンスストアでの収納取扱いを含め、口座振替の促進や収納方法の拡大を進める。	○	○	○	○	○	▲							税務課
41	悪質滞納者への対応の強化①	行政サービスの制限等を盛り込む悪質滞納者に対する特別措置条例等について検討する。	○	○	○	○	○								税務課
42	悪質滞納者への対応の強化②	財産差押え等の執行強化など、滞納者に対する対応を強化する。	▲	▲	▲	▲	▲								税務課
43	公共物等への有料広告の掲載	自主財源を確保するため、市の印刷物や公共施設への有料広告の掲載基準を策定し、収入増加を図る。	○	●											契約課
44	法定外税導入の検討	新たな行政課題への対応や市独自の施策を展開するための財源確保策として、法定外目的税 [*] など新税の導入を検討する。	○	○	○	○	○								税務課
45	未利用市有地の処分	未利用市有地の処分等を計画的に実施する。また、地域のまちづくりを促進するため、土地利用の提案を募集し、土地を賃貸するなどの方策を検討する。	▲	▲	▲	▲	▲								契約課

3-(5) 財政の健全性の維持

●実施 ▲一部実施 ○調査検討 →継続

番号	改革項目	実施内容	(実績)					実施予定年度					担当課			
			17	18	19	20	21	22	23	24	25	26				
46	中長期財政推計の実施	5年から10年程度の期間を見据えた財政推計を実施し健全な財政運営を行う。	●	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	財政課
47	PFI [※] 導入指針に基づく運用	民間資金やノウハウを活用し、公共施設の設計、建設、維持管理、施設運営などを一体で行うPFIの導入指針に基づき具体的な運用を行う。	○	○	○	▲	▲	→	→	→	→	→	→	→	→	契約課
48	建設事業コストの縮減	建設事業コスト縮減行動計画に基づき、毎年行動項目を見直ししながら、各種コストを縮減する。	▲	▲	▲	▲	▲	→	→	→	→	→	→	→	→	工事審査・検査担当
49	公共施設ストック計画 [※] の作成	今後の修繕・更新計画の基礎資料とするため、市が所有または管理する施設の種類の、耐用年数、更新年度等を明らかにした公共施設ストック計画の作成に着手する。	○	▲	▲	▲	▲	▲	●	→	→	→	→	→	→	建築課
111	市債利息の軽減	公的資金補償金免除繰上償還が可能になったため複数の市債を整理して低利の資金に借り換え、償還に伴う利払いを軽減する。				▲	●	→	→	→	→	→	→	→	→	財政課

基本目標4 行政運営システムの改革の推進

4-(1) 行政サービスの向上と電子自治体の構築

●実施 ▲一部実施 ○調査検討 →継続

番号	改革項目	実施内容	(実績)					実施予定年度					担当課			
			17	18	19	20	21	22	23	24	25	26				
50	ワンストップサービスの実施	転入・転居などの際に国民健康保険や老人保健、介護保険などの届けを一箇所で可能とする窓口と、住民票や税証明など需要の多い各種証明の窓口を集約するワンストップサービスを実施する。	○	○	○	▲	▲	→	→	→	→	→	→	→	→	市民課
51	窓口業務時間の延長	フレックスタイム勤務制度などを活用し、窓口業務時間を延長する。	▲	▲	▲	▲	▲	→	→	→	→	→	→	→	→	改革推進課
52	職員の接遇の向上	窓口等における職員の対応は市民満足度を高める上で重要であることから、全職員の意識改革を図る接遇研修等を実施し、接遇を向上する。	○	●	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	職員課
53	窓口の案内人の配置	窓口業務の繁忙期等に、申請書の記載方法の説明などをする案内人を配置する。	○	○	○	●	→	→	→	→	→	→	→	→	→	市民課
54	住民記録情報システム運用管理事業の見直し	住民記録情報システムと各課が所管するシステム（税、国民年金、老人医療等）との連携を図るため、機器の更新計画に合わせ改善する。	▲	●	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	情報推進課
55	出張所における住民記録情報（所得情報）の活用の拡大	出張所で「所得要件や課税要件を把握して受付する業務」に迅速に対応するため、所得情報の利用範囲を整理し、住民記録情報システムの活用を拡大する。	○	○	●	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	市民課
56	文書管理・電子決裁システムの構築	市の意思決定を迅速化し、情報公開等への迅速な対応を可能にするため、文書管理・電子決裁システムを構築する。	○	○	○	○	○	▲	→	→	→	→	→	→	→	情報推進課
57	電子入札・契約システムの構築	入札に伴う資格申請書から、入札、受注者との契約までの業務を効率化するため、インターネットを活用した電子入札・契約システムを構築する。	○	○	○	○	○	○	●	→	→	→	→	→	→	契約課

4-(2) 民間活力の導入など

●実施 ▲一部実施 ○調査検討 →継続 ■取組停止

番号	改革項目	実施内容	(実績)					実施予定年度					担当課			
			17	18	19	20	21	22	23	24	25	26				
58	秘書業務の見直し	随伴のあり方を見直すとともに、秘書業務を専門とする人材派遣等について検討する。	▲	▲	▲	▲	▲	→	→	→	→	→	→	→	→	秘書課
59	市営駐車場運営事業の見直し	東駐車場の利用促進のため、料金体系を見直す。また東西駐車場において指定管理者制度 [※] を活用する。	▲	●	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	土木事務所

番号	改革項目	実施内容	(実績)					実施予定年度					担当課	
			17	18	19	20	21	22	23	24	25	26		
60	職員研修業務の委託	効果的で効率的な職員研修とするため、外部委託等を促進する。	▲	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	職員課
61	庁内LAN*システム管理の委託	庁内LANシステム管理のうち現在直営業務の委託を実施する。	▲	▲	▲	▲	▲	—	—	—	—	—	—	情報推進課
62	給食センター業務の委託拡大	給食センターのボイラー業務の委託を行う。	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	給食センター
63	水道開閉栓業務委託事業の見直し	現在の水道開閉栓業務委託の業務内容に、職員が対応している漏水等の異常水量に対する現地調査業務等を新規に加えるなど委託業務範囲を拡大する。	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	業務課
64	土木維持管理業務の委託	土木維持管理の委託業務の統合化や現行直営業務の委託化を進める。	▲	▲	●	—	—	—	—	—	—	—	—	土木事務所
65	芸術文化発表支援事業の見直し	市民文化活動の展示会の運搬等の支援をしているが、今後は、市民主導の自立した活動へと移行していく。	○	○	○	○	●	—	—	—	—	—	—	文化課
66	脳障がい者等の地域交流会事業の見直し	公益活動団体*が主催できる可能性があり、実施主体を見直す。	○	▲	■	—	—	—	—	—	—	—	—	高齢者支援課
67	広報紙作成の委託等	広報きたひろしまの作成発行業務を民間委託又は市民協働型により実施する。	○	○	○	▲	●	—	—	—	—	—	—	情報推進課
68	公園・緑地、パークゴルフ場への指定管理者制度*活用	公園・緑地、パークゴルフ場の管理において指定管理者制度*を活用する。	○	○	▲	●	—	—	—	—	—	—	—	都市整備課
69	総合体育館の委託等	総合体育館業務の委託拡大又は指定管理者制度*の活用により、施設の管理運営やスポーツ教室などの事業を委託等の手法で実施する。	○	○	▲	●	—	—	—	—	—	—	—	社会教育課
70	上下水道料金収納業務委託事業の見直し	上下水道料金収納の委託料について、歩合制の課題も含めて内容を見直す。	○	○	○	○	▲	●	—	—	—	—	—	業務課
71	各種スポーツ教室開催事業の見直し	市民ニーズを的確に把握し、事業の実施主体を各種市民団体等へ移管する。	○	○	▲	▲	▲	—	—	—	—	—	—	社会教育課
72	児童センター管理運営の委託等	児童センターの管理運営業務の委託又は指定管理者制度*の活用を行う。	▲	▲	▲	▲	▲	▲	●	—	—	—	—	児童家庭課
73	市立保育園の民営化	市の基幹となる保育園を残しながら市立保育園の民営化を進めるとし、当面平成19年度に4園のうち1園の民営化を行う。	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	●	—	—	—	児童家庭課
74	市営住宅管理の委託等	市営住宅と併設の駐車場管理業務の委託化又は指定管理者制度*の活用を行う。	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	建築課
75	学童クラブ運営方法の見直し	市民の参加・協働による自主的、弾力的な学童クラブの運営を目指し、委託化を含め運営方法を見直す。	○	▲	▲	▲	▲	—	—	—	—	—	—	児童家庭課
76	土木積算・施工管理業務の委託	土木積算や土木施工管理業務の外部委託を実施する。	○	○	○	▲	▲	—	—	—	—	—	—	都市整備課
77	下水処理センター管理の委託等	下水処理センター管理業務の包括業務委託を行う。	○	○	▲	●	—	—	—	—	—	—	—	下水処理センター
78	図書館業務の委託の拡大	図書館業務について外部委託を拡大する。	○	○	●	—	—	—	—	—	—	—	—	教育施策推進課
79	フレンドリーセンター運営事業の充実	より多くの方が参加できるよう事業内容を見直すとともに、運営委員会による自主運営へと移管する。	○	○	■	—	—	—	—	—	—	—	—	社会教育課
80	芸術文化ホール管理等の委託等	芸術文化ホール管理等の委託業務の拡大又は指定管理者制度*の活用を行う。	○	○	▲	▲	▲	●	—	—	—	—	—	文化課
81	消防業務の領域の見直し	現在市長部局で行っている業務の一部を消防において担当することを検討する。	○	○	○	●	—	—	—	—	—	—	—	消防本部総務課

番号	改革項目	実施内容	(実績)					実施予定年度					担当課	
			17	18	19	20	21	22	23	24	25	26		
82	消火栓維持業務等の委託の検討	消防業務を全般的に検証し、消火栓維持業務など外部委託可能な業務を検討する。	○	○	○	■								消防署消防課
83	消防の本部業務の広域化の検討	消防の本部業務（事務、通信、指令）について広域化の検討を行う。	○	○	○	○	○	▲	→	→	→	●		消防本部総務課
84	水道業務の広域化の検討	石狩東部広域水道企業団（北広島・江別・千歳・恵庭・北海道・長幌上水道企業団で構成）から現在用水を購入しているが、末端給水も含めて企業団が広域的に処理する方策を検討する。	○	○	○	○	■							業務課

4-(3) 簡素で効率的な行政組織

●実施 ▲一部実施 ○調査検討 →継続

番号	改革項目	実施内容	(実績)					実施予定年度					担当課	
			17	18	19	20	21	22	23	24	25	26		
85	行政組織の改編	「簡素で効率的」「分かりやすい」「政策形成、施策実現可能」という視点で見直しを行い、行政組織の改編を実施する。	▲	●	→	→	→	→	→	→	→	→	→	職員課
86	契約事務の一元化	水道部業務課の工事に関する契約事務を、契約課に事務委託し効率化を図る。	●	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	契約課
87	給排水設備の完了検査の統合	業務課の給水設備、下水道課の排水設備の完了検査を統合する。	○	○	○	○	○	▲	●	→	→	→	→	業務課

4-(4) 職員数の適正管理、人事・給与制度の見直し

●実施 ▲一部実施 ○調査検討 →継続

番号	改革項目	実施内容	(実績)					実施予定年度					担当課	
			17	18	19	20	21	22	23	24	25	26		
88	職員数の削減	平成18年度に定員適正化計画を見直し、業務の民間委託や民営化、行政組織のスリム化等を推進することにより、現在523人の職員数を今後10年間で15%（80人程度）削減する。	▲	●	→	→	→	→	→	→	→	→	→	職員課
89	給与制度の見直し	大幅な改革が見込まれる国と地方の公務員制度の内容を考慮し、本市の職員給与制度の見直しを実施する。	○	○	●	→	→	→	→	→	→	→	→	職員課
90	特殊勤務手当の見直し	特殊勤務手当の必要性等を検証し、見直しを行う。	○	○	●	→	→	→	→	→	→	→	→	職員課
91	時間外勤務の縮減	職員の適正配置、業務の一層の効率化を図り、時間外勤務縮減の取組を強化する。	▲	▲	▲	▲	▲	→	→	→	→	→	→	職員課
92	民間企業等経験者の採用	今後の職員の年齢構成を考慮しながら、豊富な知識を身につけた民間企業等経験者の採用を行う。	▲	▲	▲	●	→	→	→	→	→	→	→	職員課
93	任期付職員採用制度 [※] の導入	専門的な行政課題や一定期間に終了する業務に対応するため、任期付職員採用制度を導入する。	○	○	○	○	○	→	→	→	→	→	→	職員課

4-(5) 人材育成の推進

●実施 ▲一部実施 ○調査検討 →継続

番号	改革項目	実施内容	(実績)					実施予定年度					担当課	
			17	18	19	20	21	22	23	24	25	26		
94	人材育成の充実	人材育成基本方針を改訂し、市職員の能力と個性を最大限に生かす人材の確保、開発、活用、評価の導入など人材育成を充実する。	○	○	○	○	○	●	→	→	→	→	→	職員課
95	目標管理手法 [※] や人事考課制度 [※] の導入	目標管理手法や人事考課制度を導入し、職員の能力を最大限に発揮できる仕組みをつくる。	○	○	○	○	○	▲	→	→	→	→	→	職員課
96	職員の人材活用の促進	育成型ジョブローテーション [※] や複線型人事制度 [※] を導入し、職員の適性を見極めながら人材を活用するとともに、専任職や専門職を養成する仕組みを構築する。	○	○	○	○	▲	→	→	→	→	→	→	職員課
97	職員の政策形成能力の向上	研修の充実などにより、職員の政策形成能力と説明責任意識をさらに向上させていく。	▲	▲	●	→	→	→	→	→	→	→	→	職員課

資料 2： 年度別財政指標等及び他市との比較

(1) 財政指標

(単位：%)

年度	経常収支比率	財政力指数	公債費比率	実質公債費比率	起債制限比率
15	85.5	0.638	16.7	—	12.5
16	90.4	0.646	17.1	—	12.6
17	90.9	0.653	16.6	—	12.6
18	91.6	0.662	14.6	—	11.9
19	92.5	0.670	14.1	9.8	11.1
20	93.4	0.680	13.5	9.0	10.5
21	92.2	0.681	12.9	8.3	10.4

(2) その他指標

(単位：千円)

年度	基金現在高 (年度末)	地方債現在高	債務負担行為現在高
15	4,037,018	22,708,757	2,109,352
16	3,624,299	22,566,676	3,378,930
17	3,300,034	23,216,981	2,008,354
18	3,173,533	22,667,333	1,996,960
19	2,968,748	21,879,163	1,808,495
20	2,852,360	21,351,458	2,930,747
21	3,009,212	21,275,651	2,984,072

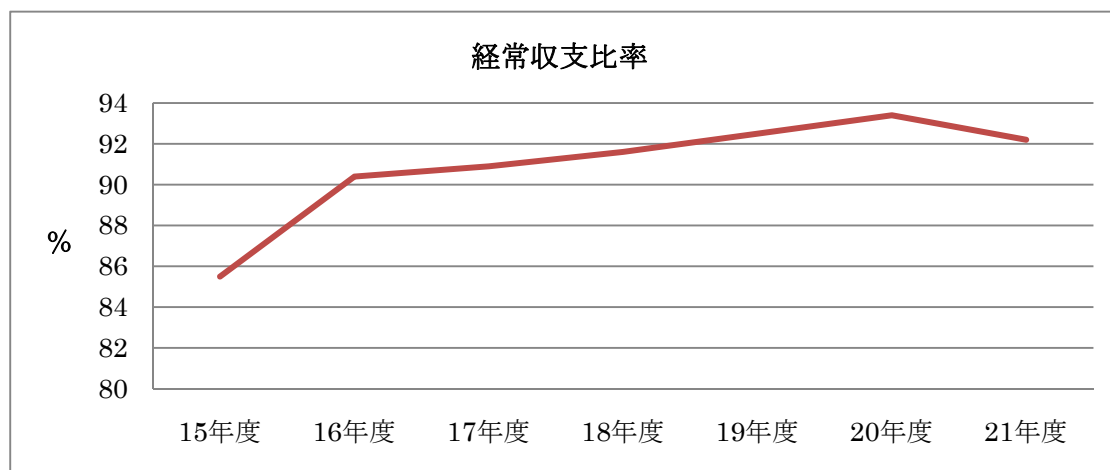
(単位：人)

年度	職員数 (全会計)
15	522
16	519
17	523
18	510
19	507
20	499
21	491

■経常収支比率

経常収支比率は、扶助費、補助費等の増加により上昇傾向にあります。

しかし、経常収支比率は、もともと財政力の高い団体において比率の高い指標であるとも言われており、総合的に判断する必要があります。



* 経常収支比率は、地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合です。

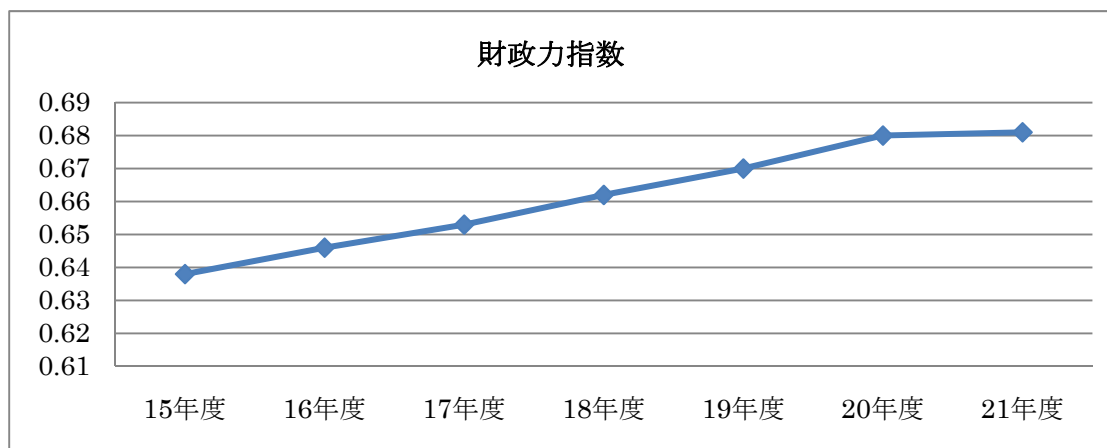
一般的に、健全エリアは75%未満、準警戒エリアは75%～80%未満、警戒エリアは80%～90%未満、危険エリアは90%以上とされています。

* 近郊都市との比較（平成20年度）

市町村名	人口（H21.3.31）	経常収支比率	全道順位
苫小牧市	173,572人	89.7%	12
江別市	122,344人	92.3%	22
千歳市	92,732人	88.2%	6
恵庭市	68,483人	92.0%	21
石狩市	61,191人	89.5%	9
北広島市	60,802人	93.4%	25

■ 財政力指数は上昇

財政力指数は、伸びている傾向にあります。財政力指数が大きいほど財政力が強いことを示しています。



* 財政力指数は、地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得られた数値の過去3年間の平均値です。

* 近郊都市との比較（平成20年度）

市町村名	財政力指数	全道順位
苫小牧市	0.801	1
江別市	0.544	9
千歳市	0.798	2
恵庭市	0.651	6
石狩市	0.565	8
北広島市	0.680	4

■実質公債費比率

実質公債費比率は、平成 20 年度で 9.0%

*実質公債費比率は、地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く）に充当されたものの占める割合の前 3 年度の平均値です。

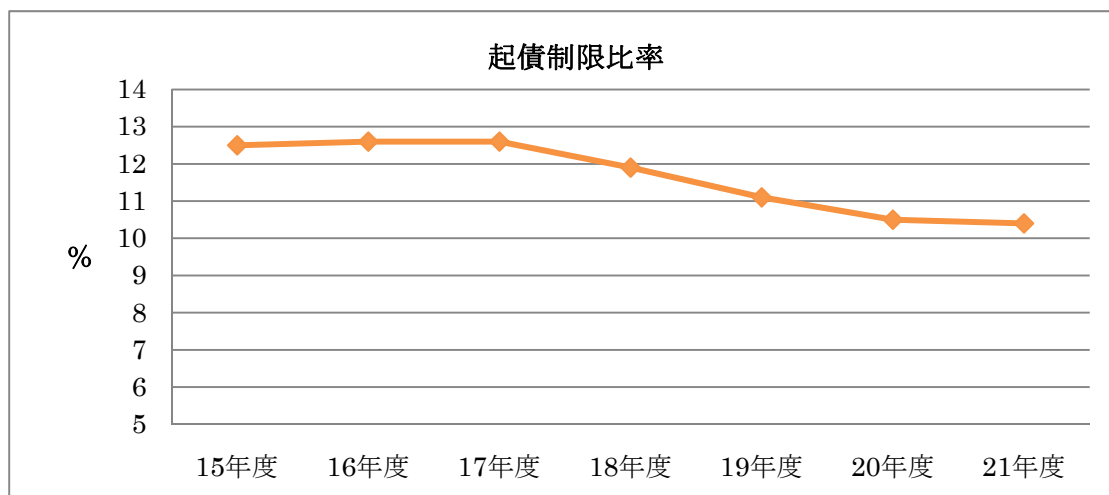
地方債協議制度の下で、18%以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要です。25%以上の団体は地域活性化事業などの単独事業に係る地方債が制限され、35%以上の団体は、これに加えて一部の一般公共事業債についても制限されます。

*近郊都市との比較（平成 20 年度）

市町村名	実質公債費比率	全道順位
苫小牧市	11.7%	7
江別市	14.1%	17
千歳市	11.4%	6
恵庭市	12.0%	9
石狩市	13.3%	14
北広島市	9.0%	1

■起債制限比率はやや低下

起債制限比率は、公債費償還額の増加に伴い増加しましたが、近年は過去の普通建設事業の抑制などにより低下しています。



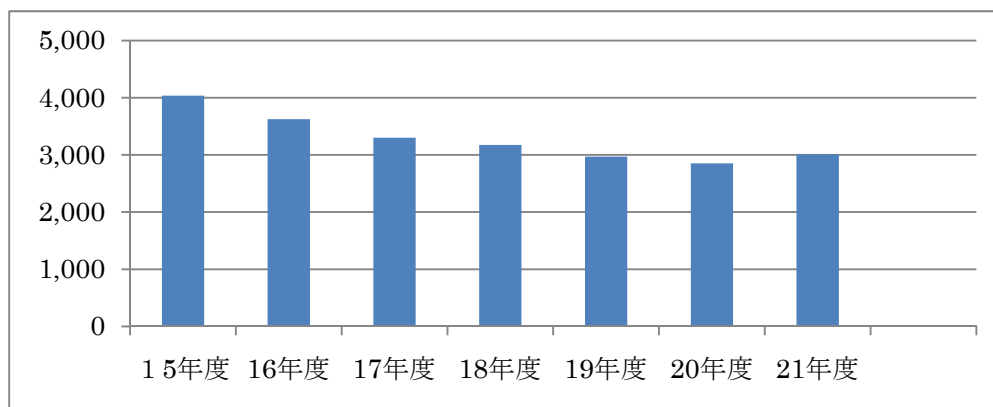
*起債制限比率とは、地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費（普通交付税が措置されるものを除く）に充当されたものの占める割合の過去 3 年度間の平均値です。

一般的に健全エリアは 10%未満、準警戒エリアは 10%~13%未満、警戒エリアは 13%~15%未満、危険エリアは 15%以上です。

■基金残高は減少傾向

基金残高（積立金現在高）は減少傾向にあります。地方交付税などの一般財源が伸び悩む中、財源対策として、基金を活用していることが影響しています。

(百万円)



* 近郊都市との比較 (平成 20 年度)

市町村名	基金残高 (百万円)	全道順位
苫小牧市	1,717	24
江別市	6,919	6
千歳市	5,763	7
恵庭市	1,486	25
石狩市	2,857	13
北広島市	2,852	14

■人口 1 人当たり地方債残高は 35 万円

地方債残高は、公共施設整備事業などの増加に伴い平成 13 年度まで増加しましたが、その後横ばいになり、ここ数年は減少傾向にあります。

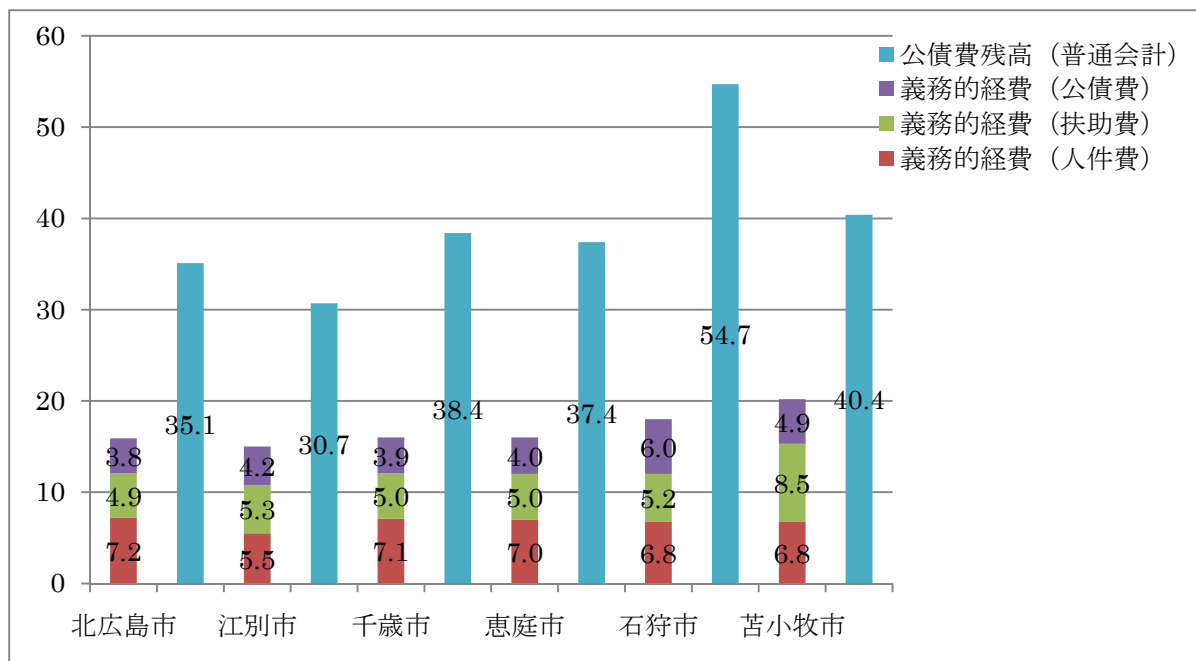
人口 1 人当たり地方債残高は 35 万円 (平成 20 年度)

* 近郊都市との比較 (平成 20 年度)

市町村名	起債残高 (百万円)	全道順位	人口 1 人当たり起債残高 (千円)	全道順位
苫小牧市	70,192	29	404	6
江別市	37,598	24	307	1
千歳市	35,646	23	384	4
恵庭市	25,629	18	374	3
石狩市	33,468	22	547	16
北広島市	21,351	10	351	2

図1 市民一人当たりの義務的経費及び公債費残高（他市との比較）

（万円）



（資料：平成20年度決算統計、人口は平成21年3月末現在を利用）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく4つの指標について

4指標については、各市の標準財政規模に応じて「早期健全化基準」「財政再生基準」の率が定められており、この基準を超えてしまうと、健全化計画の策定や外部監査の義務付けなど国や北海道からの関与が大きくなり、市の独自性が制限されることになります。

平成20年度決算においては、4指標全てが早期健全化基準をクリアしています。

健全化判断比率（平成20年度決算）

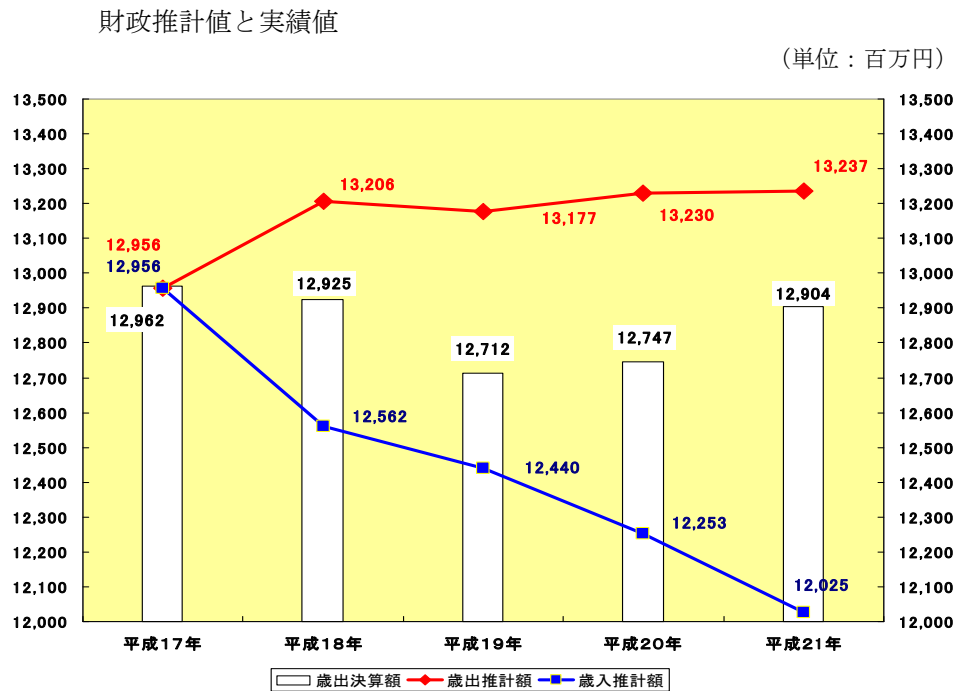
	内容	北広島市	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	標準財政規模に占める一般会計を中心とした赤字の割合	赤字なし	13.09%	20%
連結実質赤字比率	標準財政規模に占める一般会計、特別会計、企業会計のすべての会計の赤字の割合	赤字なし	18.09%	40%
実質公債費比率	年間の公債費の標準財政規模に対する割合	9.0%	25%	35%
将来負担比率	将来の公債費予定額の標準財政規模に対する割合	75.8%	350%	

健全化判断比率は4つの指標とも良好で、問題となる比率はありません。これは、借金を順調に返済するなど、これまでの取り組みの成果と思われます。

- ・一般会計：教育や福祉、道路整備などを行う、行政の基本的な会計
- ・特別会計：国民健康保険や介護保険など、一般会計と区別して設置する事業の会計
- ・企業会計：水道など、民間企業と同様に、利用料金などの収益で運営している会計

資料 3： 実行計画の財政推計値と実績値

行財政構造改革・実行計画では、財源が不足する分については改革項目の実施により歳出を削減する、いわゆる予算総体を縮小する計画になっています。



○実行計画財政推計での5か年の歳入総額（平成17年度から平成21年度）

62,236 百万円

○実行計画財政推計での5か年の歳出総額（平成17年度から平成21年度）

65,806 百万円

資料 4： 実行計画の効果額と実績値

(1) 実行計画における効果額

【平成 17 年 10 月実行計画より抜粋】

平成 17 年 10 月策定の実行計画における効果額及び財政収支試算

平成 26 年度までの長期財政推計で見込まれる約 83 億円の財源不足額を解消し、財政の均衡を保つためには、行財政構造改革の取り組みを着実に実施する必要があります。この実行計画を実施することによる平成 26 年度までの財政効果の目標は、「支出削減」で約 30 億円、「収入増加」で約 20 億円を見込み、また、毎年 2 億円の施策の重点化による支出の見直しと予算執行段階でも儉約に努めることで、83 億円の財源不足の解消が図られます。

(単位：百万円)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	合計	
財源不足額	0	644	737	977	1,212	1,135	949	941	949	760	8,304	
改革改善の 効果	支出削減 ①	0	62	128	299	336	375	405	442	483	510	3,040
	・負担金・補助金の 見直し	0	17	14	72	72	72	72	72	72	72	533
	・事業の見直し等	0	8	27	32	37	37	37	37	37	37	289
	・職員数・給与の 見直し	0	76	163	292	325	358	388	427	466	494	2,989
	・改革に要する経 費	0	▲39	▲76	▲97	▲98	▲92	▲92	▲94	▲92	▲93	▲773
	受益者負担等の 見直し ②	0	34	140	261	263	264	265	266	268	269	2,030
	小計 (①+②)	0	96	268	560	599	639	670	708	751	779	5,070
	施策の重点化等	0	350	350	350	350	350	350	350	350	350	3,150
	合計	0	446	618	910	949	989	1,020	1,058	1,101	1,129	8,220
対策後収支額	0	▲198	▲119	▲67	▲263	▲146	71	117	152	369	▲84	

(2) 効果額の実績値

平成 17 年度から平成 21 年度までの効果額（実績値）は次の通りです。

行財政構造改革の効果額（平成 17 年度予算ベースを基準）

(単位：千円)

	H17	H18	H19	H20	H21	合計
支出削減 ①	0	140,616	119,811	217,824	81,266	559,517
・負担金・補助金の 見直し	0	25,527	8,319	3,755	3,019	40,620
・事業の見直し等	0	119,045	82,740	312,729	141,910	656,424
・職員数・給与の 見直し	0	11,479	32,218	64,225	119,435	227,357
・改革に要する経費	0	△15,435	△3,466	△162,885	△183,098	△364,884

受益者負担等の見直し ②	0	6,621	24,273	108,906	130,857	270,657
小計 (B) (①+②)	0	147,237	144,084	326,730	212,123	830,174
施策の重点化等 (C)	0	-	-	-	-	-
改革改善の効果 (B+C)	0	147,237	144,084	326,730	212,123	830,174

◆主な支出削減改革項目

- ・職員数の削減 74,327 千円 (H18 年度～H21 年度)
- ・給与制度の見直し 189,010 千円 (H19 年度～H21 年度)
- ・建設事業コストの削減 495,752 千円 (H18 年度～H21 年度)

◆主な収入増加改革項目

- ・無料施設の有料化等 30,835 千円 (H20 年度、H21 年度)
- ・家庭ごみの減量化・有料化 193,751 千円 (H20 年度、H21 年度)

◆主な支出増加改革項目

- ・補助金の見直し関係 36,067 千円 (H18 年度～H21 年度)
- ・家庭ごみの減量化・有料化 166,938 千円 (H18 年度～H21 年度)

(資料 1、資料 5 参照)

□支出削減のうち「負担金・補助金の見直し」

No19～22 補助金関係の支出削減 23 公募型補助金制度の導入 24 補助金の審査機関の設置 27 各種協議会等への加入の見直し 28 し尿処理業務の見直し

□支出削減のうち「事業の見直し等」

No35 機能訓練教室事業の見直し 38 三市交流事業の見直し 48 建設事業コストの縮減 59 市営駐車場運営事業の見直し 73 市立保育園の民営化 104 交通傷害保険事業の廃止 105 高齢者祝福事業の廃止 107 救急医療啓発普及事業の見直し

□支出削減のうち「職員数・給与の見直し」

No88 職員の削減 89 給与制度の見直し 90 特殊勤務手当の見直し 91 時間外勤務の縮減

□支出削減のうち「改革に要する経費」

No5 市民参加条例等の策定 6 市民意識調査の実施 8 市民電子会議室の設置 10 ホームページの充実 13 会議録等の迅速な公表 14 公益活動団体との協働の指針策定 15 公益活動団体の活動の場の確保 16 公益活動団体への業務委託の推進 18 災害時の市民との協働体制強化 31 家庭ごみの減量化・有料化 49 公共施設ストック計画の作成 50 ワンストップサービスの実施 51 窓口業務時間の延長 53 窓口の案内人の配置 54 住民記録情報システム運用管理事業の見直し 57 電子入札・契約システムの構築 58 秘書業務の見直し 60 職員研修業務の委託 62 給食センター業務の委託拡大 67 広報紙作成の委託等 68 公園・緑地、パークゴルフ場への指定管理者制度の活用 69 総合体育館の委託等 73 市立保育園の民営化 74 市営住宅管理の委託等 77 下水処理センター管理の委託等 78 図書館業務の委託の拡大 80 芸術文化ホール管理等の委託等 103 生涯学習振興会の組織づくり

□「受益者負担等の見直し」

No29、30 無料施設の有料化、有料施設の使用料見直し 31 家庭ごみの減量化・有料化 32 手数料の見直し
 33 受講料・参加料の見直し 34 学童クラブ運営事業の見直し 36 下水道管理図面頒布費用の見直し
 37 学校開放事業の見直し 43 公共物等への有料広告の掲載 45 未利用市有地の処分

(3) 平成 19 年度の実行計画見直しについて

平成 19 年度、税制の変更や第 3 次実施計画策定に伴い、長期財政推計の見直しを行いました。また、改革項目について、調査・検討や市民への周知、理解を得るため取組予定の修正が必要になったことから実行計画の見直しを行いました。

【平成 20 年 3 月改訂実行計画より抜粋】

平成 20 年 3 月改訂の実行計画における効果額及び財政収支試算

平成 20 年度から 26 年度までの財政推計で見込まれる約 34 億円の財源不足額を解消し、財政の均衡を保つためには、行財政構造改革を着実に推進する必要があります。この実行計画では 20 年度予算ベースとして、実行計画を実施することによる 26 年度までの改革改善の効果額を約 29 億円と見込んでいます。

(単位：百万円)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	合計	
財源不足額	0	563	634	467	450	649	656	3,419	
改革改善の 効果	支出削減 ①	▲82	▲16	4	▲53	▲8	27	70	▲58
	・負担金・補助金の見直し	0	16	17	17	17	17	17	101
	・事業の見直し等	0	36	23	▲34	▲43	▲54	▲45	▲117
	・職員数・給与の見直し	0	32	69	103	147	193	227	771
	・改革に要する経費	▲82	▲100	▲105	▲139	▲129	▲129	▲129	▲813
	受益者負担等の見直し ②	62	134	145	126	126	126	126	845
	小計 (①+②)	▲20	118	149	73	118	153	196	787
	施策の重点化等	0	350	350	350	350	350	350	2,100
合計	▲20	468	499	423	468	503	546	2,887	
対策後収支額	▲20	▲95	▲135	▲44	18	▲146	▲110	▲532	

資料5: 実行計画の改革項目効果額一覧表(平成17年度予算ベース基準)

(単位:千円)

NO	改革項目	改革による効果額					備考				
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度					
1	事務事業評価の充実	▲	▲	▲	▲	▲					
2	施策評価の導入			▲	▲	▲					
3	外部評価の導入			●	⇒	⇒					
4	公共施設評価の導入		▲	▲	▲	▲					
5	市民参加条例の策定	▲	▲	-1,080	▲	-2,659	▲	-54	●	-3,125	
6	市民意識調査の実施					●	⇒				
7	ミニ市場公募債の導入				●	⇒	⇒				
8	市民電子会議室の設置				●	0	⇒	-664	⇒	-710	
9	行政情報の提供と共有及び共通理解	▲	▲		▲	▲	▲				
10	ホームページの充実	▲	●	-351	⇒	-493	⇒	0	⇒	-3,561	
11	市民要望、よくある質問などの公表	▲	●		⇒	⇒	⇒				
12	予算編成過程の情報の公表				●	⇒	⇒				
13	会議録等の迅速な公表								●	-35	
14	公益活動団体との協働の指針策定	▲	▲	-557	▲	-867	●	-140	⇒	-143	
15	公益活動団体の活動の場の確保										
16	公益活動団体への業務委託の推進								▲		
17	公共施設の里親制度の導入				▲	●	⇒				
18	災害時の市民との協働体制強化	▲	▲	-259	▲	-127	▲	-201	▲	-147	
19	補助金の終期の設定			16,010	▲	-5,892	●	-18,938	⇒	-27,247	No20含む 平成17年度決算との比較 夜間急病協会交付金関係は除外する (H18年度委託料から交付金)
20	補助金廃止の検討	▲	●		⇒	⇒	⇒				
21	運営費補助から事業費補助への切り替え		▲		▲	▲	▲				
22	補助団体の事務局の移管		▲		▲	▲	▲				
23	公募型補助金制度の導入						▲		▲		
24	補助金の審査機関の設置				●	⇒	⇒				
25	補助金の審査方法の確立				▲	●	⇒				
26	福祉施設整備支援事業の見直し		●		⇒	⇒	⇒				
27	各種協議会等への加入の見直し	▲	▲	9,517	▲	14,211	▲	22,693	▲	30,266	平成17年度決算との比較 後期高齢者負担金関係は除外する (H20年度から制度化)
28	し尿処理業務の見直し								▲	0	
29	無料施設の有料化				▲		●	15,208	⇒	15,627	No30含む 平成19年度決算との比較 使用料改訂した項目のみ
30	有料施設の使用料見直し				▲		●		⇒		
31	家庭ごみの減量化・有料化(経費)			-1,146	▲	0	●	-94,519	⇒	-71,273	
	家庭ごみの減量化・有料化(収入)			0		0		83,726		110,025	
32	手数料の見直し				▲		●	-1,021	⇒	3,241	平成19年度決算との比較
33	受講料・参加料の見直し	▲	●	0	⇒	0	⇒	0	⇒	0	
34	学童クラブ運営事業の見直し				▲		▲	-960	●	788	
35	機能訓練教室事業の見直し	●	⇒	27	⇒	42	⇒	62	⇒	105	
36	下水道管理凶面頒布費用の見直し	▲	●	55	⇒	56	⇒	58	⇒	60	
37	学校開放事業の見直し										
38	三市交流事業の見直し	▲	●	0	⇒	0	⇒	0	⇒	0	
39	市税の徴収体制の強化	▲	▲		●		⇒		⇒		
40	市税の納付方法の拡大										
41	悪質滞納者への対応の強化①										
42	悪質滞納者への対応の強化②	▲	▲		▲		▲		▲		
43	公共物等への有料広告の掲載		●		⇒	680	⇒	960	⇒	1,116	
44	法定外税導入の検討										
45	未利用市有地の処分	▲	▲	6,566	▲	23,537	▲	10,935	▲	0	
46	中長期財政推計の実施	●	⇒		⇒		⇒		⇒		
47	PFI導入指針に基づく運用						▲		▲		
48	建設事業コストの削減	▲	▲	102,813	▲	66,383	▲	253,316	▲	73,240	改革を実施しなかった場合のコストと比較した場合の縮減額
49	公共施設ストック計画の作成		▲		▲		▲		▲		
111	市債利息の軽減						▲		●		
50	ワンストップサービスの実施						▲		▲		
51	窓口業務時間の延長	▲	▲		▲		▲		▲		
52	職員の接遇の向上		●		⇒		⇒		⇒		
53	窓口の案内人の配置						●		⇒		
54	住民記録情報システム運用管理事業の見直し	▲	●	-8,800	⇒	10,297	⇒	12,724	⇒	13,280	
55	出張所における住民記録情報(所得情報)の活用の拡大				●		⇒		⇒		
56	文書管理・電子決裁システムの構築										
57	電子入札・契約システムの構築										
58	秘書業務の見直し	▲	▲		▲		▲		▲		
59	市営駐車場運営事業の見直し	▲	●	10,080	⇒	9,440	⇒	8,925	⇒	9,667	

60	職員研修業務の委託	▲	●	-129	⇒	189	⇒	-339	⇒	-13	
61	庁内LANシステム管理の委託	▲	▲		▲		▲		▲		
62	給食センター業務の委託拡大	●	⇒	-2,900	⇒	-2,903	⇒	-2,917	⇒	-2,944	
63	水道開閉栓業務委託事業の見直し										
64	土木維持管理業務の委託	▲	▲		●		⇒		⇒		
65	芸術文化発表支援事業の見直し								●		
66	脳障がい者等の地域交流会事業の見直し		▲		■						
67	広報紙作成の委託等						▲	-4,494	●	-8,988	
68	公園・緑地、パークゴルフ場への指定管理者制度活用				▲		●	-3,676	⇒	-6,797	
69	総合体育館の委託等				▲		●	-13,853	⇒	-13,941	
70	上下水道料金収納業務委託事業の見直し								▲		
71	各種スポーツ教室開催事業の見直し				▲		▲		▲		
72	児童センター管理運営の委託等	▲	▲		▲		▲		▲		
73	市立保育園の民営化	▲	▲		▲		▲	5,439	▲	-15,908	
74	市営住宅管理の委託等										
75	学童クラブ運営方法の見直し		▲		▲		▲		▲		
76	土木積算・施工管理業務の委託						▲		▲		
77	下水処理センター管理の委託等				▲		●	-10,784	⇒	-10,784	
78	図書館業務の委託の拡大				●	-6,428	⇒	-6,428	⇒	-6,428	
79	フレンドリーセンター運営事業の充実				■						
80	芸術文化ホール管理等の委託				▲	-62	▲	-131	▲	-111	
81	消防業務の領域の見直し						●		⇒		
82	消火栓維持業務等の委託の検討						■				
83	消防の本部業務の広域化の検討										
84	水道業務の広域化の検討								■		
85	行政組織の改編	▲	●		⇒		⇒		⇒		
86	契約事務の一元化	●	⇒		⇒		⇒		⇒		
87	給排水設備の完了検査の統合										
88	職員数の削減	▲	●	18,175 (32,715)	⇒	-9,088 (43,563)	⇒	12,182 (70,720)	⇒	53,058 (115,314)	上段の効果額は平成17年度財政推計に対する効果額（財政推計は17.H18年度の2か年で13人の削減を見込んでいる）下段は各年度職員数削減による効果額
89	給与制度の見直し			0	●	59,533	⇒	65,168	⇒	64,309	
90	特殊勤務手当の見直し			0	●	3,595	⇒	4,800	⇒	4,741	
91	時間外勤務の縮減	▲	▲	-6,696	▲	-21,822	▲	-17,925	▲	-2,673	平成17年度決算との比較 選挙・災害等に係る時間外手当は除外する
92	民間企業等経験者の採用	▲	▲		▲		●		⇒		
93	任期付職員採用制度の導入										
94	人材育成の充実										
95	目標管理手法や人事考課制度の導入										
96	職員の人材活用の促進								▲		
97	職員の政策形成能力の向上	▲	▲		●		⇒		⇒		
98	総合調整機能の強化	●	⇒		⇒		⇒		⇒		
99	歴史資料等の保存		▲		▲		▲		●		
100	補助金手続きの簡略化				▲		▲		▲		
101	小・中学校の適正配置	▲	▲		▲		▲		▲		
102	コンプライアンス体制の充実										
103	生涯学習振興会の組織づくり	▲	▲	-213	▲	-413	▲	-947	▲	-947	
104	交通傷害保険事業の廃止	▲	●		⇒		⇒	260	⇒	260	
105	高齢者祝福事業の廃止	●	⇒	5,880	⇒	6,630	⇒	8,020	⇒	7,870	
106	福祉タクシー助成事業の見直し	●	⇒		⇒		⇒		⇒		
107	救急医療啓発普及事業の見直し	▲	●	245	⇒	245	⇒	245	⇒	245	
108	在宅当番医制度の見直し	▲	▲		▲		▲		▲		
109	学校施設開放事業の利用促進	▲	●		⇒		⇒		⇒		
110	監査事務の見直し		●		⇒		⇒		⇒		
				147,237		144,084		326,730		212,123	830,174

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
実施数（●）	7	18	12	15	7
実施数の累積（Σ●）	7	25	37	52	59
一部実施数（▲）	36	29	40	34	33
所謂「実施」または「着手」（Σ●+▲）	43	54	77	86	92
停止数（■）	0	0	2	1	1

資料 6： 地方分権改革の経過と予想される関係施策

(1) 地方分権改革の推進と地方公共団体

行政サービスに対する地域住民のニーズの多様化に加え、各地域の抱える課題はそれぞれ異なることから地方公共団体の自主的な判断と取り組みは一層重要性を増してきています。そこで、住民に身近な行政サービスは、出来る限り身近な自治体において処理することが望ましいという考えが基本となった地方分権の流れが起こり、平成 7 年 5 月には、地方分権推進法が成立しました。

その後、地方分権を推進するため、様々な法的な動きが進み、平成 11 年 7 月に地方分権一括法が成立しました。改正地方自治法では、国と地方公共団体の役割分担を明確化し、地方公共団体の役割は、「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する」ものとしています。

平成 18 年 12 月には、地方分権改革推進法が成立しました。基本的な考え方として、「地方が主役の国づくり」を掲げ、自治行政権・自治財政権・自治立法権を有する完全自治体を目指す取り組みなど、地方自治体がより重要な役割を担うことを推進しています。

○地方分権関係の法と関連する動き

成立年月	法律名称	関連する動き
平成 7 年 5 月	地方分権推進法	(同年 7 月) 地方分権推進委員会発足
平成 11 年 7 月	地方分権一括法	(同年 3 月) 第二次地方分権推進計画閣議決定
平成 16 年 5 月	合併関連 3 法	(同年 5 月) 地方分権改革推進会議意見
平成 18 年 12 月	地方分権改革推進法	(平成 19 年 4 月) 地方分権改革推進委員会発足
		(平成 19 年 5 月) 地方分権改革推進本部発足
		(平成 19 年 5 月) 地方分権改革推進委員会 「地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方」
		(平成 19 年 11 月) 地方分権改革推進委員会 「中間的な取りまとめ」
		(平成 20 年 5 月) 地方分権改革推進委員会第一次勧告 「生活者の視点に立つ「地方政府」の確立」
		(平成 20 年 12 月) 地方分権改革推進委員会第二次勧告 「「地方政府」の確立に向けた地方の役割と自主性の拡大」
		(平成 21 年 10 月) 地方分権改革推進委員会第三次勧告 保育所の最低面積基準を含む約 1 千項目の義務付けについて、自治体の責任に委ねる見直しの具体案の提言
(平成 21 年 11 月) 地方分権改革推進委員会第四次勧告 「地方税財政改革」		

○地域主権改革の主な動き

平成 21 年 11 月	地域主権戦略会議 (平成 21 年 11 月の閣議決定に基づき、内閣府に設置された。議長は首相。総務相や財務相、国家戦略担当相ら関係閣僚と自治体の首長、有識者で構成。)
平成 22 年 3 月	国の「義務付け」の見直しと地域主権戦略会議の法制化を盛り込んだ地域主権推進一括法案と「国と地方の協議の場」設置法案を通常国会に提出(継続審査)
平成 22 年 6 月	国からの補助金の「一括交付金化」や、国の出先機関の原則廃止などの基本的考え方を示す「地域主権戦略大綱」を策定
秋以降	一括交付金の制度設計が具体化
平成 23 年 3 月	地方自治法の抜本改正案を通常国会に提出 義務付け見直しと市町村への権限移譲に関する法案を通常国会に提出
平成 23 年 4 月以降	国の直轄公共事業費の地方負担金のうち維持管理費分を全廃 一括交付金を導入

地域主権戦略大綱のポイント

- 国の個所付けを廃止し、自治体が自由に使える一括交付金を平成 23 年度から段階的に導入
- 国の出先機関の廃止・縮小に向けた工程などを定めた「アクション・プラン」を平成 22 年内に策定
- 自治体の事務を国が法令で縛る義務付け・枠づけは、308 項目、528 条項を見直し
- 都道府県から市町村に、68 項目、251 条項の事務を移譲

(2) 今後予想される主な政策(行財政構造改革関係分)

地域主権国家の母体は基礎的自治体(現在の市町村)とし、基礎的自治体が担えない事務事業は広域自治体が担い、広域自治体が担えない事務事業は国が担う、という「補完性の原理」に基づいて改革を進めるとされています。

- 「行政刷新会議」で全ての事務事業を整理し、基礎的自治体に対応可能な事務事業の権限と財源を大幅に移譲する。
- 国から地方への補助金を廃止し、基本的に地方が自由に使える「一括交付金」として交付する。義務教育・社会保障の必要額は確保する。
- 「一括交付金」化により、効率的に財源を活用できるようになるとともに補助金申請が不要になるため、補助金に関わる経費と人件費を削減する。
- 国と地方の協議を法制化し、地方の声、現場の声を聞きながら国と地方の役割の見直しなどの地方分権施策を推進する。
- 国の出先機関を原則廃止する。

- 30万人程度の基礎的自治体には政令指定都市と同等レベルの事務権限を移譲する。
- 小規模な基礎的自治体に対応しきれない事務事業については、近隣の基礎的自治体が共同で担う仕組みをつくるか、都道府県が担うこととする。
- 権限の移譲に並行する形で、自治体の自主性や多様性を尊重しながら、基礎的自治体の規模や能力の拡大を目指す。